

岩手県告示第 1127 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 104 条第 1 号に規定する漁業に係る次の加入区について、同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により、同条第 3 項の規定による届出を審査した結果、同条第 1 項に規定する要件に適合すると認める。

平成 18 年 12 月 15 日

岩手県知事 増 田 寛 也

加入区の名 称	漁業の区分
角浜加入区	わかめをとる漁業、こんぶをとる漁業
川尻浜加入区	わかめをとる漁業、こんぶをとる漁業
種市加入区	わかめをとる漁業、こんぶをとる漁業
鹿糠浜加入区	わかめをとる漁業、こんぶをとる漁業
玉川浜加入区	わかめをとる漁業、こんぶをとる漁業
戸類家加入区	わかめをとる漁業、こんぶをとる漁業
宿戸加入区	わかめをとる漁業、こんぶをとる漁業
八木加入区	わかめをとる漁業
小子内浜加入区	わかめをとる漁業、こんぶをとる漁業
有家浜加入区	わかめをとる漁業、こんぶをとる漁業
南侍浜加入区	こんぶをとる漁業
久慈浜加入区	こんぶをとる漁業
二子加入区	こんぶをとる漁業
大尻浜加入区	わかめをとる漁業、こんぶをとる漁業
小袖加入区	わかめをとる漁業、こんぶをとる漁業
久喜加入区	わかめをとる漁業、こんぶをとる漁業
野田加入区	わかめをとる漁業
宮古外洋加入区	こんぶをとる漁業
重茂加入区	こんぶをとる漁業
大浦加入区	こんぶをとる漁業